

【福祉用具さくら】のいいところ

理学療法士・作業療法士には、福祉用具選定に必要な
【身体機能を把握する能力】
【生活上の問題点を抽出する能力】 があります。



「福祉用具の選定にリハビリがいてくれたらいいな」
 「福祉用具を選ぶのをリハビリにお願いしよう」
 そう思ったことはありませんか？
 福祉用具さくらでは、理学療法士・作業療法士が福祉用具の
 選定と使用方法の指導、動作の確認をおこないます。

Rehabilitation Mind Powered by



訪問さくらが行ける範囲が適応範囲です。



福祉用具さくら

お問い合わせ

☎0191-30-9047

事業所番号:0370902108

〒029-0302 岩手県一関市東山町長坂字町325
<http://akasi.info>

理学療法士・作業療法士
 が福祉用具を選定します。

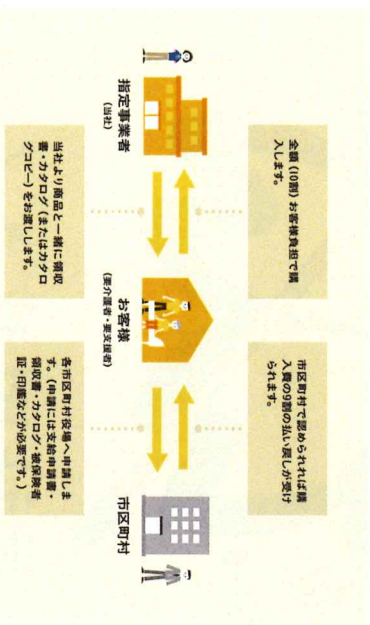
福祉用具販売

支給対象者：要介護指定をうけて要支援1～要介護5と認定された方。

利用限度額：毎年4月1日から翌年3月末日までの1年間で10万円（税込）まで。限度額を超えた部分は全額自己負担となります。

介護保険で購入できる特定福祉用具商品例

- ・ 腰掛け便座
- ・ 入浴補助用品
- ・ 簡易浴槽
- ・ 移動用リフトのつり具の部分
- ・ 排泄支援機器



※市区町村により、申請方法が異なる場合がありますので、詳しくは当社までお問い合わせください。

担当セラピスト

作業療法士：菅原 晃弘
小野寺 克幸
理学療法士：櫻場 道

住宅改修相談

1：対象者

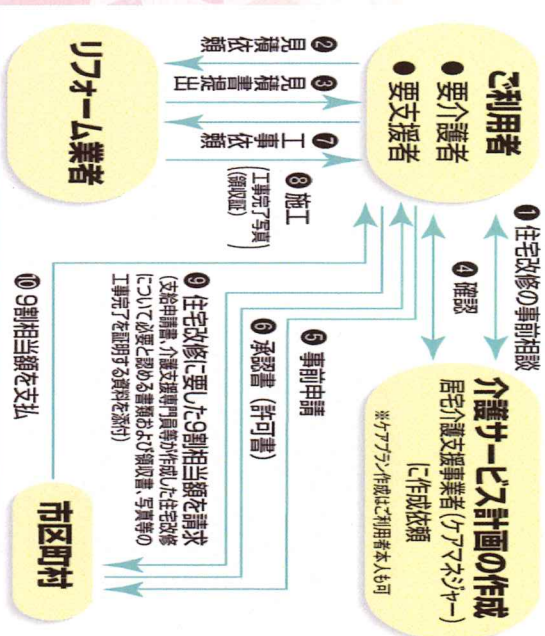
要支援・要介護と認定され、在宅で生活されている方。

2：支給限度基準額

20万円（要支援、要介護区分にかかわらず定額）
償還払：9割か所得によっては8割が本人に給付される制度です。

3：対象となる住宅改修

- ・ 手すりの取付け
- ・ 段差解消
- ・ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ・ 引き戸等への扉の取替え
- ・ 洋式便器等への便器の取替え
- ・ 上記の工事に付帯して必要となる工事



福祉用具貸与事業

- ・ 車いす
- ・ 車いす付属品
- ・ 特殊寝台
- ・ 特殊寝台付属品
- ・ 床ずれ防止用具
- ・ 体位変換器
- ・ 移動用リフト（つり具の部分を除く）
- ・ 認知症老人徘徊感知機器
- ・ 手すり
- ・ スロープ
- ・ 歩行器
- ・ 歩行補助杖
- ・ 自動排泄処理装置

介護保険認定者に、上記の商品を貸与できます。介護度によって制約条件があります。詳しくは担当ケアマネジャーにご相談ください。